

一般社団法人プロセスメタラジー研究会
2024 年度第 3 回理事会 議事録

議事録作成者 岡部 進

開催日時：2024 年 8 月 27 日（火）15 時 00 分～15 時 45 分

開催場所：（対面＋ウェブ会議のハイブリッド）

早稲田大学西早稲田キャンパス 60 号館 1 階 ラーニングコモンズ
（〒169-8555 東京都新宿区大久保 3 丁目 4 - 1）

議長： 山口勉功（代表理事・会長、早稲田大学）

出席：（対面）

- * 山口勉功（代表理事・会長、早稲田大学）
- * 邑瀬邦明（事業担当業務執行理事・副会長、京都大学）
- * 安田 豊（庶務担当業務執行理事・副会長 兼 第 3 分科会副主査、JX 金属）
- * 小俣孝久（理事・第 2 分科会主査、東北大学）
- * 松枝敏晴（理事・第 2 分科会副主査、古河機械金属）
- * 岡部 進（理事・新法人移行対応担当）
- * 松浦宏行（監事：東京大学）
- * 井上 修（監事：三菱マテリアル 代表委員）
（オンライン）
- * 中野博昭（理事・第 1 分科会主査、九州大学）
- * 中川原聡（理事・第 1 分科会副主査、DOWA メタルマイン）
- * 柴山 敦（理事・第 3 分科会主査、秋田大学）
- * 福山博之（理事・新事業担当、東北大学）

オブザーバー：（対面）

- 竹林 優（住友金属鉱山 代表委員）
- 山野賢一（DOWA エコシステム 代表委員）
- 八島 勇（三井金属鉱業 代表委員）
（オンライン）
- 加藤智晴（小名浜製錬株式会社小名浜製錬所 代表委員）
- 竹内信登（東邦亜鉛 代表委員）
- 下川公博（日比共同製錬 代表委員）
- 萱沼義弘（松田産業 代表委員）

出席者数：理 事 対面 6 名、オンライン 4 名、計 10 名／定数 10 名

監 事 対面 2 名／定数 2 名

オブザーバー 対面 3 名、オンライン 4 名、計 7 名

理事、監事全員の出席により本理事会が成立することを確認した。

会長より本会議の開催趣旨について、

『現行の運営規則（2024年4月10日開催の理事会にて制定）では、「運営委員会は理事全員をもって構成する」と定めておりましたが、理事が選任されていない法人会員、及び監事にも研究会の運営に意見を述べ、積極的に関与する機会を設けることが望ましいところから、運営委員会の構成員に関する運営規則の改定を主議題とし、併せて旧69委員会の解散手続きのなかで既に了承を得ていた内容ではあるものの新法人設立後の理事会における正式な審議・承認を得ていなかった2024年度の事業計画、収支予算、および对外契約に関する理事会を臨時で開催することと致しました。なお、運営規則改定後の運営委員会構成員の過半数が理事会構成員と共通であることから、議事1～4の理事会と議事5～12の運営委員会とを合同開催することと致しました。「*」表示の出席者は理事会構成員であるとともに運営委員会構成員でもあることから議事1～12全ての議決にご参加いただき、「*」非表示の出席者は運営委員会の構成員であるところから議事1～4の理事会にはオブザーバーとしてご参加いただきます。』

との説明があった後、議事に入った。

議 事

- 議事 1. 2024年度事業計画・収支予算の承認
- 議事 2. 日本学術振興会協力会との事業譲渡契約について
- 議事 3. 総合研究奨励会との業務委託契約について
- 議事 4. 運営規則の改定

議事 1. 2024 年度事業計画・収支予算の承認

旧 69 委員会の解散手続きのなかで既に了承されていたが、新法人設立後の理事会での審議・承認を得ていなかった 2024 年度事業計画・収支予算につき、以下のとおり全員一致で異議なく承認した。

一般社団法人プロセスメタラジー研究会
2024 年度事業計画

2024 年 4 月 1 日 法人設立
 2024 年 4 月 第 1 回理事会
 2024 年 5 月 臨時社員総会、第 2 回理事会
 2024 年 7～8 月 第 3 回理事会、第 1 回運営委員会
 2024 年 9 月～2025 年 3 月
 第 1 分科会（非鉄製錬関連技術）研究会・交流会、第 2 回運営委員会
 第 2 分科会（新素材関連技術）研究会・交流会、第 3 回運営委員会
 第 3 分科会（資源・環境関連技術）研究会・交流会、第 4 回運営委員会
 2025 年 3 月 第 4 回理事会（2025 年度事業計画、収支予算 等）

一般社団法人プロセスメタラジー研究会
2024 年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）
収支予算

		合計	学振 譲受事業	独自事業
収 入		10,608,520	5,616,000	4,992,520
会費	法人会費 200,000 20 口	4,000,000		4,000,000
	個人会費 10,000 32 名	320,000		320,000
学振譲受金		5,616,000	5,616,000	
旧69委員会総括幹事引継ぎ		72,520		72,520
交流会参加費	200,000 3 回	600,000		600,000
支 出		5,120,000	1,872,000	3,248,000
法人設立関係費用		550,000		550,000
年間事務委託費		550,000		550,000
ウェブサイト管理費		50,000		50,000
研究会・運営委員会	会議費 350,000 3 回	1,050,000	900,000	150,000
	講演者謝金 150,000 3 回	450,000	300,000	150,000
	業務補助謝金 100,000 3 回	300,000	72,000	228,000
	移動交通費 400,000 3 回	1,200,000	600,000	600,000
交流会費用	300,000 3 回	900,000		900,000
税金（法人住民税均等割）		70,000		70,000
収 支		5,488,520	3,744,000	1,744,520

議事 2. 日本学術振興会協力会との事業譲渡契約について

岡部新法人移行対応担当理事より『2024年6月24日付けで日本学術振興会協力会との間で、下記の事業譲渡に関する契約を締結し、これに基づく5,616,000円の資金譲渡が7月1日に完了した。なお、第9条(5)号に定められた譲渡資金の使用報告(別紙2)を2026年度終了後、2027年4月末日までに提出する必要がある。』旨の報告を受け、全員一致で異議なく承認した。

事業譲渡契約書

日本学術振興会協力会(以下「甲」という。)と一般社団法人プロセスメタラジー研究会(以下「乙」という。)は、次のとおり事業譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(事業譲渡)

甲は令和6年4月1日(以下「譲渡日」という。)をもって、甲の日本学術振興会産学協力研究委員会素材プロセッシング第69委員会に関する事業(以下「本件事業」という。)を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける(以下「本件事業譲渡」という。)。ただし、譲渡日については、必要があると認める場合、甲乙協議の上、変更することができる。

第2条(譲渡対象)

本件事業譲渡の対象となる資金(以下「譲渡資金」という。)は、5,616,000円とする。

第3条(移転時期・手続)

- 1 譲渡資金の引渡は、契約締結日から60日以内に完了しなければならない。
- 2 甲は、譲渡日までに通知、承諾その他譲渡資金の承継に関して必要となる一切の手続を行う。
- 3 第2項の実行及び手続に関する一切の費用は、甲乙折半とする。

第4条(対価)

本件事業譲渡の対価は、無償とする。

第5条(譲渡承認等)

本件事業譲渡について、契約締結日までに、甲は理事会及び評議員会の決議を経ていること、乙は理事会の決議を経ていることを保証する。

第6条(秘密保持義務)

甲および乙は、相互に、本契約に基づいて知りえた相手方の技術上の秘密情報を、書面による事前承諾なく第三者に漏えいしてはならない。

第7条(善管注意義務)

甲は、本契約以降、譲渡日までの間、善良な管理者の注意義務をもって譲渡資金の管理を行い、これに重大な影響を及ぼす行為をする場合、あらかじめ乙と協議する。

第8条（表明保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 本件事業については、乙の定款に定める事業の一環として実施する。
- (2) 本契約を締結し、これを履行することにつき、理事会での決議、その他一切の手続きを履践している。
- (3) 財務状況は安定し、債務超過や不払いの恐れもない。また、倒産の手続きを踏んでおらず、手続きを始める要因も存在しない。
- (4) 構成員が暴力団その他反社会的な勢力に属しておらず関わりを持っていない。
- (5) 公租公課の滞納をしていない。

第9条（事業譲渡後の遵守事項）

乙は、本件事業譲渡後、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 本件事業のこれまでの事業展開から逸脱し、事業の価値を損なう行為を行わない。
- (2) 譲渡資金が無くなるまでは、第三者に本件事業を譲渡しない。
- (3) 乙の組織名称または本件事業の名称に「独立行政法人日本学術振興会」、「日本学術振興会」、「J S P S」、「日本学術振興会協力会」を使用しない。また、これらの名称を使用しない場合であっても、第三者に本件事業が甲の事業であるとの誤認を与えるような行為を行わない。
- (4) 譲渡資金は、乙が、乙の定款（令和6年4月1日制定）第3条第2号に定める「研究会の開催」のために、別紙1事業実施計画書（以下「計画書」とする。）に基づき使用する。
- (5) 乙は、譲渡日から令和9年3月31日までの使用状況を、別紙2により令和9年4月末日までに甲に報告するものとする。なお、譲渡資金の使用期限は計画書に記載の令和9年3月31日までとする。

第10条（譲渡資金の返還）

甲は、譲渡資金が計画書に基づき適正に使用されていないと判断した場合、乙に対し譲渡資金の返還を求めることができる。また、令和9年3月31日における未使用額については理由に関わらず返還を求めることができる。

第11条（費用の負担）

譲渡資金に課せられる公租公課その他費用の負担は、譲渡日の前日以前に生じた分については甲が、譲渡日以降に生じた分については乙が負担する。

第12条（解除）

甲および乙は、相手方につき次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告を要することなく本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に基づく義務の履行を怠ったとき
- (2) 破産手続、民事再生手続、または会社更生手続の申立てを受け、若しくは自ら申立てたとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったときまたは滞納処分

を受けたとき

(4) 構成員が暴力団その他の反社会的勢力に属していることが判明したとき

第13条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議条項）

甲および乙は、本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し円満な解決に努める。

本契約の成立を証するため本契約書を2通作成し、甲乙各記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年6月24日

甲：（住 所）東京都千代田区麴町5-3-1

（組織名）日本学術振興会協力会

（代表者）会長 十倉 雅和

乙：（住 所）東京都文京区弥生 2-11-16 東京大学工学部総合研究機構内

（組織名）一般社団法人プロセスメタラジー研究会

（代表者）代表理事会長 山口 勉功

別紙1

(第9条関係)

団体名等: 一般社団法人プロセスメタラジー研究会

事業実施計画書

1. 事業実施内容

<p>【令和6年度】</p> <p>5～6月 非鉄製錬技術に関する研究会 および 運営委員会</p> <p>7～8月 新素材関連技術に関する研究会 および 運営委員会</p> <p>11～12月 環境関連技術に関する研究会 および 運営委員会</p> <p>【令和7年度】</p> <p>5～6月 非鉄製錬技術に関する研究会 および 運営委員会</p> <p>7～8月 新素材関連技術に関する研究会 および 運営委員会</p> <p>11～12月 環境関連技術に関する研究会 および 運営委員会</p> <p>【令和8年度】</p> <p>5～6月 非鉄製錬技術に関する研究会 および 運営委員会</p> <p>7～8月 新素材関連技術に関する研究会 および 運営委員会</p> <p>11～12月 環境関連技術に関する研究会 および 運営委員会</p>

2. 事業資金執行計画

【令和6年度】(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	実施内容	支出費目	支出額(税込)
1	非鉄製錬技術に関する研究会、運営委員会 (ハイブリッド)	会議費	300,000円
		謝金(講演)	100,000円
		移動交通費	200,000円
		謝金(業務補助)	24,000円
2	新素材関連技術に関する研究会、運営委員会	会議費	300,000円

	(ハイブリッド)	謝金（講演）	100,000円
		移動交通費	200,000円
		謝金（業務補助）	24,000円
3	環境関連技術に関する研究会、運営委員会 (ハイブリッド)	会議費	300,000円
		謝金（講演）	100,000円
		移動交通費	200,000円
		謝金（業務補助）	24,000円

【令和7年度】（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

	実施内容	支出費目	支出額（税込）
1	非鉄製錬技術に関する研究会、運営委員会 (ハイブリッド)	会議費	300,000円
		謝金（講演）	100,000円
		移動交通費	200,000円
		謝金（業務補助）	24,000円
	新素材関連技術に関する研究会、運営委員会 (ハイブリッド)	会議費	300,000円
		謝金（講演）	100,000円
		移動交通費	200,000円
		謝金（業務補助）	24,000円
2	環境関連技術に関する研究会、運営委員会 (ハイブリッド)	会議費	300,000円
		謝金（講演）	100,000円

		移動交通費	200,000円
		謝金（業務補助）	24,000円

【令和8年度】（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

	実施内容	支出費目	支出額（税込）
1	非鉄製錬技術に関する研究会、運営委員会 (ハイブリッド)	会議費	300,000円
		謝金（講演）	100,000円
		移動交通費	200,000円
		謝金（業務補助）	24,000円
	新素材関連技術に関する研究会、運営委員会 (ハイブリッド)	会議費	300,000円
		謝金（講演）	100,000円
		移動交通費	200,000円
		謝金（業務補助）	24,000円
2	環境関連技術に関する研究会、運営委員会 (ハイブリッド)	会議費	300,000円
		謝金（講演）	100,000円
		移動交通費	200,000円
		謝金（業務補助）	24,000円

合計金額 5,616,000円

別紙2

(第9条関係)

〇年〇月〇日

日本学術振興会協力会会長 殿

(組織名) _____

(代表者名) _____

譲渡資金の使用状況報告

■支出

項目	金額	備考
会議費	〇〇〇円	
旅費	〇〇〇円	
謝金	〇〇〇円	
印刷費	〇〇〇円	
その他	〇〇〇円	
計	〇〇〇円	

■譲渡資金の残額 (〇〇年〇月末現在)

〇〇〇円

■活動内容

--

議事 3. 総合研究奨励会との業務委託契約について

岡部新法人移行対応担当理事より『委託業務内容の詰めはほぼ終了しているので契約書について案文でも良いので送って欲しい旨、事務局業務の委託先である総合研究奨励会に依頼中である。ただし委託費については既に年額55万円（消費税含む）を合意しているところから予算化した。今後、契約について具体的な進捗あり次第、理事会メンバーに報告する。』旨の説明があり、全員一致で異議なく了承した。

議事 4. 運営規則の改定

現行の運営規則では、「運営委員会は理事全員をもって構成する」と定めているが、理事が選任されていない法人会員、及び監事にも研究会の運営に意見を述べ、積極的に関与する機会を設けることが望ましいことから運営委員会構成員に監事および法人会員の代表委員全員を加える。併せて、各分科会および臨時委員会幹事の人数、旅費、および会員以外の講師に対する謝金についても見直しを行った。さらに、第42条第1項第1号、第3号、第4号にあった3箇所の誤記「産業会委員」を「産業界委員」に修正する。以上の運営規則の改定を、全員一致で異議なく承認した。

なお、第42条第3項、第4項にある日当を含む宿泊費加算額の13,000円については、近頃の実勢価格水準に対して不十分とも考えられるところから、今後の運用において見直しが必要となる可能性が指摘され、これを確認した。

=====

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は理事および監事の全員をもって構成する。但し、運営規則第11条第2項により、同一人が同条第1項に掲げる複数の理事の職務を兼任する場合、兼任の職務を代表する構成員を、理事以外の個人会員または産業界委員から選任することを可とする。また、運営規則第28条第3項により選任された主査および副主査は、理事に選任されること無しに運営委員会構成員となる。

2 前項に含まれない法人会員の代表委員を運営委員会構成員に加える。

~~3~~ 前項に第1項および第2項に定める運営委員会構成員の全員を運営委員と総称する。

~~4~~ 全ての運営委員の任期は、理事の任期が満了するときまでとする。

(運営委員会の決議)

第23条 運営委員会の決議は、特別の利害関係を有する者を除く運営委員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもって行う。

2 運営委員会への出席には、運営委員会の開催場所への出席のほか、ウェブ会議システムを利用して議事に参加することを含めるものとする。

3 運営委員会への出席叶わぬ運営委員は、産業界委員または個人会員の中から代理出席者を指名することができる。代理出席者は決議に参加する。

4 ~~監事~~、名誉会員、~~および~~副会長補佐役、事務局長はオブザーバーとして運営委員会に出席し意見を述べることができる。また、前記以外に当該の運営委員会においてオブザーバーとしての出席が認められた者は、当該の運営委員会に限りオブザーバーとして運営委員会に出席し意見を述べることができる。但し、なお、オブザーバーは決議には参加しない。

(分科会、臨時委員会の構成)

第27条 各分科会および臨時委員会は、それぞれ1名の主査、1名の副主査および~~4-2~~乃至~~8-4~~名程度の幹事により構成する。主査は、所掌する分科会または臨時委員会を主宰し、統括する。副主査は、主査を補佐する。幹事は、主査および副主査を補佐し、分科会または臨時委員会における審議に参加するとともに、分科会または臨時委員会が主催する研究会等、活動の実施実務にあたる。

(旅費)

第42条 旅費は、原則として以下の各号に支給する。

- (1) 研究会における実講演者で支給を希望する者、但し、産業界委員は除く
- (2) 研究会に実出席する個人会員または名誉会員で支給を希望する者
- (3) 理事会の実出席者で支給を希望する者、但し、産業界委員は除く
- (4) 運営委員会の実出席者で支給を希望する者、但し、産業界委員は除く
- (5) 運営委員会が認めた、事務作業、または研究会等事業の運営補助に関わる者

2 旅費の支給額は、通常は自宅または勤務先を起点および終点として、あるいは本会の用件の前に他より旅費が支給される用件が連続する場合は、当該用件の終点を本会の用件の起点として、また本会の用件の後に他より旅費が支給される用件が連続する場合は、当該用件の起点を本会の用件の終点として、通常の経路および方法により、最も経済的かつ良心的に計算される額とする。

~~3~~ 研究会、理事会または運営委員会が複数日にまたがって開催され、その間近隣の宿泊施設における宿泊が合理的と認められる場合、1泊あたり日当を含め 13,000 円を支給する。

~~3-4~~ 旅費の支給に際して、起点の出発時刻が午前7時より早い場合は前泊費として、終点の帰着時刻が午後10時より遅くなる場合は後泊費として加算支給することを可とする。加算額は、1泊あたり日当を含め 13,000 円とする。

~~4-5~~ 前項において、交通手段と宿泊のパッケージ商品を利用する場合、その商品価格に1泊あたり 2,000 円の日当を加えた額を支給する。

~~5-6~~ 旅費の支給に際して、片道の移動距離が 50km を超える日帰りの場合、日当 2,000 円を加算支給する。

~~6-7~~ 海外から招聘する講演者に対する旅費および日当の支給については、都度運営委員会で協議することとする。

(謝金)

第43条 謝金の支給は、原則として以下の各号に支給する。

- (1) 個人会員、名誉会員または産業界委員が研究会において実講演者となり、支給を希望する場合は、原則として 20,000 円を支給する。
- (2) 個人会員、名誉会員または産業界委員以外が研究会において実講演者となり、支給を希望する場合は、原則として 20,000 円、~~50,000 円を~~上限として 50,000 円を支給する。

(3) 運営委員会が認めた、事務作業、または研究会等事業の運営補助に関わる者が支給を希望する場合は、時給 1,200 円に実拘束時間を乗じた金額を支給する。最低賃金が改定された場合、時給を見直すこととする。

以上の改定により、次の 9 名が運営委員会構成員に加わる。

松浦宏行（監事） 東京大学

井上 修（監事） 三菱マテリアル株式会社 代表委員

加藤智晴 小名浜製錬株式会社小名浜製錬所 代表委員

竹林 優 住友金属鉱山株式会社 代表委員

竹内信登 東邦亜鉛株式会社 代表委員

山野賢一 DOWA エコシステム株式会社 代表委員

下川公博 日比共同製錬株式会社 代表委員)

萱沼義弘 松田産業株式会社 代表委員

八島 勇 三井金属鉱業株式会社 代表委員

以上をもって、全ての予定議事を終了し、本理事会は閉会した。

定款の定めるところにより、議長である代表理事山口勉功および出席した監事松浦宏行、監事井上修は以上の決議を明確にするため、この議事録に記名押印する

2024（令和 6）年 8 月 27 日

代表理事 山口勉功 印

監 事 松浦宏行 印

監 事 井上 修 印

一般社団法人プロセスメタラジー研究会
2024年度第1回運営委員会 議事録

議事録作成者 岡部 進

開催日時：2024年8月27日（火）15時45分～17時30分

開催場所（対面+ウェブ会議のハイブリッド）：

早稲田大学西早稲田キャンパス 60号館1階 ラーニングコモンズ
（〒169-8555 東京都新宿区大久保3丁目4-1）

議長： 山口勉功（代表理事・会長、早稲田大学）

出席：（対面）

山口勉功（代表理事・会長、早稲田大学）

邑瀬邦明（事業担当業務執行理事・副会長、京都大学）

安田 豊（庶務担当業務執行理事・副会長 兼 第3分科会副主査、JX金属）

小俣孝久（理事・第2分科会主査、東北大学）

松枝敏晴（理事・第2分科会副主査、古河機械金属）

岡部 進（理事・新法人移行対応担当）

松浦宏行（監事：東京大学）

井上 修（監事：三菱マテリアル 代表委員）

竹林 優（住友金属鉱山 代表委員）

山野賢一（DOWA エコシステム 代表委員）

八島 勇（三井金属鉱業 代表委員）

（オンライン）：

中野博昭（理事・第1分科会主査、九州大学）

中川原聡（理事・第1分科会副主査、DOWA メタルマイン）

柴山 敦（理事・第3分科会主査、秋田大学）

福山博之（理事・新事業担当、東北大学）

加藤智晴（小名浜製錬株式会社小名浜製錬所 代表委員）

竹内信登（東邦亜鉛 代表委員）

下川公博（日比共同製錬 代表委員）

萱沼義弘（松田産業 代表委員）

出席者数： 運営委員 対面11名、オンライン8名、計19名／定数19名

先立つ理事会において新たに選任された9名を含む運営委員19名全員の出席により本運営委員会が成立することを確認し、議事に入った。

議 事

- 議事 5. 運営規則における運営委員会に関する規定の確認
- 議事 6. 運営規則における分科会に関する規定の確認
- 議事 7. 運営規則における研究会に関する規定の確認
- 議事 8. 運営規則における旅費および謝金に関する規定の確認
- 議事 9. 分科会幹事の選任
- 議事 10. 各分科会の運営方針策定および研究会開催の予定
- 議事 11. 新法人発足記念行事について
- 議事 12. 新事業の検討について
- 議事 13. 新入会会員の募集、申請・承認手続きについて

議事 5. 運営規則における運営委員会に関する規定の確認

運営委員会に関する運営規則各条の規定内容を確認し、全員一致で異議なく承認した。赤字表記は理事会議事 4. において承認された運営規則改定内容を反映した箇所である。

運営委員会の審議・決定事項（第18条）：(1) 理事候補の選出、(2) 分科会、臨時委員会の設置、改廃、(3) 各分科会および各臨時委員会の幹事の選任、(4) 各分科会、臨時委員会の活動の調整、(5) 各分科会、臨時委員会への諮問、(6) その他、法令または定款により社員総会または理事会に定められた審議事項以外の事項

運営委員会の構成（第19条）：理事および監事全員に加えて、これらに含まれない法人会員の代表委員をもって構成する。同一人が複数の理事の職務を兼任する場合、兼任の職務について、理事以外の個人会員または産業界委員から選任できる。役員選任の社員総会開催後に選任された主査および副主査は、理事に選任されること無しに運営委員会構成員となる。運営委員会構成員の全員を運営委員と総称する。運営委員の任期は、理事の任期が満了するときまで。

運営委員会の開催（第20条）：運営委員会は、原則として研究会等の開催に併せて開催する。運営委員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の運営委員会の決議があったものとみなす。運営委員から他の運営委員全員に対する通知をもって当該事項に関する運営委員会への報告に代えることができる。

運営委員会の招集（第21条）：会長が招集する。会長に支障あるときは、代行順位に従い副会長が、会長および副会長に支障あるときは、その他の運営委員が招集する。

運営委員会の議長（第22条）：議長は、会長がこれにあたる。会長に支障あるときは、前条により当該運営委員会を招集した者がこれにあたる。

運営委員会の決議（第23条）：運営委員会の決議は、運営委員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもって行う。ウェブ会議システムを利用して議事に参加することも出席と見做す。出席叶わぬ場合、産業界委員または個人会員の中から代理出席者を指名することができる。代理出席者は決議に参加する。名誉会員、副会長補佐役、および事務局長に加えて当該の運営委員会において出席が認められた者はオブザーバーとして運営委員会に出席し意見を述べるができるが、決議には参加しない。

運営委員会の議事録（第24条）：議長が記名押印したうえで理事会に提出する。

議事 6. 運営規則における分科会に関する規定の確認

分科会に関する運営規則各条の規定内容を確認し、全員一致で異議なく承認した。赤字表記は理事会議事 4. において承認された運営規則改定内容を反映した箇所である。なお、「分科会、臨時委員会の構成（第 27 条）」にある「4 乃至 8 名程度の幹事」の解釈を柔軟に、8 名をある程度超える人数も許容することを確認した。

分科会の設置（第 25 条）：専門分野別または目的別の活動を企画、立案、実施するために分科会を置く。分科会の設置、改廃は運営委員会の議を得て行う。本会の発足時に、第 1 分科会（非鉄製錬関連技術）、第 2 分科会（新素材関連技術）、および第 3 分科会（資源・環境関連技術）を置く。

臨時委員会の設置（第 26 条）：分科会の他に、特定の期間に亘って特定の活動を企画、立案、実施するための臨時委員会を設けることができる。臨時委員会の設置、改廃は運営委員会の議を得て行う。

分科会、臨時委員会の構成（第 27 条）：各分科会および臨時委員会は、それぞれ 1 名の主査、1 名の副主査および 4 乃至 8 名程度の幹事により構成する。主査は、所掌する分科会または臨時委員会を主宰し、統括する。副主査は、主査を補佐する。幹事は、主査および副主査を補佐し、分科会または臨時委員会における審議に参加するとともに、分科会または臨時委員会が主催する研究会等、活動の実施実務にあたる。

主査、副主査の選任（第 28 条）：運営委員会において、分科会または臨時委員会毎に、原則として主査候補および副主査候補のいずれかは個人会員から、他方は産業界委員から選出し、理事会の決議を経て、社員総会の理事選任決議における候補とする。当該候補が社員総会において理事に選任されることをもって、主査または副主査とする。主査、副主査の任期は、理事任期に合わせることにし、重任を妨げない。新たな分科会または臨時委員会が理事の任期期間中に設置される場合、社員総会における理事選任決議を経ずに運営委員会にて主査および副主査を選任する。

幹事の選任（第 29 条）：運営委員会において、分科会または臨時委員会毎に、原則として凡そ半数は個人会員から、他方は産業界委員から選任する。幹事の任期は、同時に選任される主査および副主査の理事任期に合わせることにし、重任を妨げない。

主査、副主査、幹事の退任（第 30 条）：主査、副主査、または幹事の任期中の退任の承認、および後任の選任は、運営委員会の議を得て行う。主査、または副主査

の後任の選任に当たっては、社員総会における理事選任決議を必要としない。

主査、副主査、幹事の解任 (第31条)：主査、副主査、または幹事が、主査、副主査、または幹事としての職務の遂行を怠ったときは、運営委員会の決議により解任することができる。

分科会、臨時委員会の開催 (第32条)：分科会、または臨時委員会は、必要に応じて各主査が招集し、開催する。対面での開催の他、ウェブ会議システムを利用したの開催、または書面または電磁的記録での意見交換による開催を可とする。議長はそれぞれの主査があたる。決議は、参加者の過半数によるものとする。議事録は、主査が作成し運営委員会に提出する。

小委員会、ワーキンググループ (第33条)：各分科会および臨時委員会の中に、必要に応じ小委員会またはワーキンググループを設けることができる。小委員会、ワーキンググループの設置、構成、改廃は各分科会、または臨時委員会の議を得て行い、その活動内容とともに、所掌する分科会または臨時委員会の主査より運営委員会に報告する。

議事 7. 運営規則における研究会に関する規定の確認

研究会に関する運営規則各条の規定内容を確認した。「研究会の発表内容に新規性は求めない」と言い切ることに異論が出され、「発表内容の新規性 (第39条)」を削除することとした。「発明の新規性喪失の例外規定 (第40条)」の「特許法第30条に定める発明の新規性喪失の例外規定の適用申請は行わない」については変更不要なるも、「前条 (削除する第39条) に鑑み」に代わり「非公開」の原則を根拠とする表現に置き換えるべく再考し、次回理事会にて決定することとなった。その他の各条については全員一致で異議なく承認した。

目的 (第34条)：委員または国内外の関係の研究者または技術者相互間の発表および討論の場として研究会を、また交流の場として交流会を開催する。

参加資格 (第35条)：研究会および交流会は、本音ベースの情報交換、情報共有を担保するため、産業界委員、個人会員、名誉会員、発表者、およびこれらが事前に申告した代理者または同伴者のみが参加できる。研究会の参加費は原則無料、交流会の参加費は原則有料。

守秘義務 (第36条)：研究会における発表または討論の内容は、原則として当該研究会の参加者および当該研究会に参加しなかった産業界委員、個人会員、名誉会

員の間でのみ共有し、対外的には公開しない。

2 但し、発表者自身が、第三者に対して発表内容の引用、転載、公開を許諾することは妨げない。その場合、発表の書誌情報は一般に対して非公開であるので、引用、転載情報に用いることはできない。

3 前条に定める代理者または同伴者を申告する産業界委員、個人会員、名誉会員、発表者は、代理者または同伴者に本会および研究会の趣旨、守秘義務等を周知、徹底し、代理者または同伴者の同意を確認する義務を負う。

研究会の開催 (第 37 条)：研究会の企画、立案、実施は各分科会または各臨時委員会が、事業担当業務執行理事副会長と協力し、原則として各年度内に 1 回以上開催する。

研究会の資料 (第 38 条)：研究会の配布資料ファイルおよびプレゼンテーションファイルは発表者の同意を得て、当該研究会の参加者および当該研究会に参加しない産業界委員、個人会員、名誉会員のみ閲覧およびダウンロードを限定したウェブページ上で公開する。当該研究会から一定期間経過後は、閲覧およびダウンロードを産業界委員、個人会員、名誉会員のみ限定したアーカイブページに移動し、無期限に公開する。

~~**発表内容の新規性 (第 39 条)**：研究会の発表内容に新規性は求めない。~~

発明の新規性喪失の例外規定 (第 40 条)：~~前条に鑑み、(これに替わる表現を検討する)~~ 特許法第 30 条に定める発明の新規性喪失の例外規定の適用申請は行わない。

著作権 (第 41 条)：研究会における発表の著作権は、発表者に帰属する。但し、本会は運営規則第 38 条に規定する配布資料ファイルおよびプレゼンテーションファイルのウェブ上での公開、および産業界委員、個人会員、名誉会員のみ限定したあらゆる形態での再利用に関する権利を保有する。

2 研究会における発表による発表者以外が保有する著作権に対する侵害については、発表者自身が責任を負う。

議事 8. 運営規則における旅費および謝金に関する規定の確認

旅費および謝金に関する運営規則各条の規定内容を確認し、全員一致で異議なく承認した。赤字表記は理事会議事 4. において承認された運営規則改定内容を反映した箇所である。

旅費 (第 4 2 条)：旅費は、原則として以下の各号に支給する。

- (1) 研究会における実講演者で支給を希望する者、但し、産業会委員は除く
 - (2) 研究会に実出席する個人会員または名誉会員で支給を希望する者
 - (3) 理事会の実出席者で支給を希望する者、但し、産業会委員は除く
 - (4) 運営委員会の実出席者で支給を希望する者、但し、産業会委員は除く
 - (5) 運営委員会が認めた、事務作業、または研究会等事業の運営補助に関わる者
- 2 旅費の支給額は、通常は自宅または勤務先を起点および終点として、あるいは本会の用件の前に他より旅費が支給される用件が連続する場合は、当該用件の終点を本会の用件の起点として、また本会の用件の後に他より旅費が支給される用件が連続する場合は、当該用件の起点を本会の用件の終点として、通常の経路および方法により、最も経済的かつ良心的に計算される額とする。
- 3 研究会、理事会または運営委員会が複数日にまたがって開催され、その間近隣の宿泊施設における宿泊が合理的と認められる場合、1泊あたり日当を含め 13,000 円を支給する。
- 4 起点の出発時刻が午前 7 時より早い場合は前泊費を、終点の到着時刻が午後 10 時より遅くなる場合は後泊費を、1泊あたり日当を含め 13,000 円加算支給できる。
- 5 交通手段と宿泊のパッケージ商品を利用する場合、その商品価格に 1泊あたり 2,000 円の日当を加えた額を支給する。
- 6 片道の移動距離が 50km を超える日帰りの場合、日当 2,000 円を加算支給する。
- 7 海外から招聘する講演者に対する旅費および日当の支給については、都度運営委員会で協議する。

謝金 (第 4 3 条)：謝金の支給は、原則として以下の各号に支給する。

- (1) 個人会員、名誉会員または産業界委員の研究会における実講演者で、支給を希望する者に、原則として 20,000 円を支給する。
- (2) 個人会員、名誉会員または産業界委員以外の研究会における実講演者で、支給を希望する者に、原則として 20,000 円、上限として 50,000 円を支給する。
- (3) 運営委員会が認めた、事務作業、または研究会等事業の運営補助に関わる者で支給を希望する者に、時給 1,200 円に実拘束時間を乗じた金額を支給する。最低賃金が改定された場合、時給を見直す。

議事9. 分科会幹事の選任

旧69委員会における各分科会幹事をベースに、原則として法人会員各社に所属する産業界委員の全員がいずれかの分科会に参加することを確認したうえで、各分科会の幹事を個人会員、産業界委員から下表のとおり人選した。青字は役職変更、赤字は新任を示す。

なお、法人会員各社内における調整を経て各社または各委員からの就任承諾を岡部理事のもとでとりまとめ最終決定とする。また、第2分科会幹事について9月末で退職される八島勇様（三井金属鉱業）の後任として薦田康夫様（三井金属鉱業）が指名された。

以上、全員一致で異議なく承認した。

第1分科会（非鉄製錬関連技術）

旧69委員会	プロセスメタラジー研究会
主査 中野博昭（九州大学）	主査 中野博昭（九州大学）
副主査 金田 章（三菱マテリアル） 退任	副主査 中川原聡（DOWA メタルマイン）
幹事 宇田哲也（京都大学）	幹事 宇田哲也（京都大学）
	幹事 柴田悦郎（東北大学）
	幹事 山口勉功（早稲田大学）
	幹事 高崎康志（秋田大学）
幹事 竹内信登（東邦亜鉛）	幹事 竹内信登（東邦亜鉛）
幹事 千田裕史（JX 金属）	幹事 千田裕史（JX 金属）
幹事 中川原聡（DOWA メタルマイン）	幹事 下川公博（日比共同製錬）
幹事 松本伸弘（住友金属鉱山） 退任	幹事 竹林 優（住友金属鉱山）
幹事 齋藤雅典（古河機械金属） 退任	幹事 松崎健嗣（三井金属鉱業）

第2分科会（新材料関連技術）

主査 小俣孝久（東北大学）	主査 小俣孝久（東北大学）
副主査 八島 勇（三井金属鉱業） ※	副主査 松枝敏晴（古河機械金属）
幹事 福山博之（東北大学）	幹事 福山博之（東北大学）
	幹事 野瀬嘉太郎（京都大学）
	幹事 棚橋 満（富山県立大学）
幹事 福世秀秋（JX 金属） 退任	幹事 吉田 拓（JX 金属）
	幹事 薦田康夫（三井金属鉱業）
	幹事 田中央人（三菱マテリアル）
	幹事 北崎 徹（住友金属鉱山）
	幹事 佐々木斉（古河機械金属）

第3分科会（資源・環境関連技術）

主査 柴山 敦（秋田大学）	主査 柴山 敦（秋田大学）
副主査 安田 豊（JX 金属）	副主査 安田 豊（JX 金属）
幹事 柴田悦郎（東北大学）	幹事 柴田悦郎（東北大学）

幹事 所 千晴（早稲田大学）	幹事 所 千晴（早稲田大学）
幹事 成田弘一（産総研）	幹事 成田弘一（産総研）
幹事 広吉直樹（北海道大学）	幹事 沖部奈緒子（九州大学）
幹事 山野賢一（DOWA エコシステム）	幹事 山野賢一（DOWA エコシステム）
	幹事 加藤智晴（小名浜製錬）
	幹事 萱沼 義弘（松田産業）
	幹事 中原祐之輔（三井金属鉱業）

（参考）幹事選考対象者

<個人会委員：32名>

福山 博之（東北大学）、松浦 宏行（東京大学）、邑瀬 邦明（京都大学）、山口 勉功（早稲田大学）、宇田 哲也（京都大学）、岡部 進、沖部 奈緒子（九州大学）、小俣 孝久（東北大学）、桐島 陽（東北大学）、小西 康裕（大阪公立大学、大阪府立大学）、小山 和也（千葉工業大学）、笹木 圭子（早稲田大学）、柴田 悦郎（東北大学）、柴山 敦（秋田大学）、関本 英弘（岩手大学）、高崎 康志（秋田大学）、高須 登実男（九州工業大学）、竹中 俊英（関西大学）、田中 幹也（産業技術総合研究所）、棚橋 満（富山県立大学）、所 千晴（早稲田大学、東京大学）、ドドビバ ジョルジ（東京大学）、中島 邦彦（九州大学）、中野 博昭（九州大学）、成田 弘一（産業技術総合研究所）、新苗 正和（山口大学）、野瀬 嘉太郎（京都大学）、廣吉 直樹（北海道大学）、藤田 豊久（東京大学）、前田 正史（京都先端科学大学）、安田 幸司（京都大学）、山口 周（東京大学）

<産業界委員：19名>

小名浜製錬株式会社小名浜製錬所	加藤 智晴
JX 金属株式会社	安田 豊、千田 裕史、吉田 拓
住友金属鉱山株式会社	竹林 優、北崎 徹
東邦亜鉛株式会社	竹内 信登
DOWA エコシステム株式会社	山野 賢一
DOWA メタルマイン株式会社	中川原 聡
日比共同製錬株式会社	下川 公博
古河機械金属株式会社	松枝 敏晴、佐々木 斉
松田産業株式会社	萱沼 義弘
三井金属鉱業株式会社	薦田 康夫（八島 勇様後任）、松崎 健嗣、 中原 祐之輔
三菱マテリアル株式会社	井上 修、田中 史人、仲家 新太郎

議事 10. 各分科会の運営方針策定および研究会開催の予定

旧 6 9 委員会における各分科会の運営方針ならびに活動状況を踏まえつつ、本研究会における各分科会の運営方針および研究会を中心とする活動計画について意見交換した。

各分科会共に年度内に研究会を開催させることが望ましいとの一致した見解のもと、第 1 分科会については 11 月～12 月以降に開催し、第 3 分科は第 1 分科の実施日を考慮し年度内に開催する、との方針を確認した。但し、第 2 分科については分科会のあり方を検討する必要があり年度内の実施は未定であることを了承した。分科会毎に具体案の議論を進め、次回運営委員会を 9 月中に開催し全体共有を目指すこととした。

(以下参考) 旧 6 9 委員会における各分科会の運営方針と活動状況

分科会ごとに明確なテーマ設定に基づき、対象を絞った講演会形式の研究会を開催する

第 1 分科会 (非鉄製錬関連技術) : 銅、鉛、亜鉛を主とする非鉄金属製錬に関する乾式および湿式プロセスおよびその関連研究分野を対象とする。

第 2 分科会 (新素材関連技術) : 新素材およびそのプロセス技術に関するテーマを対象とする。

第 3 分科会 (資源・環境関連技術) : 非鉄金属製造プロセスに関連する環境問題やリサイクルに加え、関連技術の応用展開による環境保全への積極的貢献、さらに多様化・難処理化する資源への対応を産学連携で推進する。

第 1 分科会 (非鉄製錬関連技術)	第 2 分科会 (新素材関連技術)	第 3 分科会 (資源・環境関連技術)	第 4 分科会 (産学官連携促進)
<p>第 63 回 2023 年 5 月 10 日 (水) 「カーボンニュートラル化に向けた非鉄製錬の現状と今後の課題」 (市谷カンファレンスセンター)</p>	<p>第 76 回 2023 年 7 月 25 日 (火) 「非鉄製錬関係学界での新素材研究」 (市谷カンファレンスセンター)</p>	<p>第 19 回 2023 年 12 月 4 日 (月) 「サステナビリティを実現するための資源循環と最近の動向」 (市谷カンファレンスセンター)</p>	
<p>第 62 回 2022 年 5 月 13 日 (金) 「リサイクル原料由来のマイナーエレメント制御の現状と今後の課題」 (オンライン(Zoom))</p>	<p>第 75 回 2022 年 8 月 2 日(火) 「素材とそのプロセッシングにおける計算機科学の活用の進展」 (オンライン(Zoom))</p>	<p>第 18 回 2022 年 12 月 5 日 (月) 「低炭素社会に向けた水素の利用と供給および水素関連技術」 (学士会館)</p>	

<p><u>第 61 回</u> 2020 年 12 月 8 日 (火) 「非鉄製錬における In-situ 解析の最前 線」 (オンライン(Zoom))</p>	<p><u>第 74 回</u> 2021 年 7 月 19 日 (月) 「機能材料開発を支え るその場(In-situ)・動 作環境下(Operando) 計測技術の最近の進 展」 (オンライン(Zoom))</p>	<p><u>第 17 回</u> 2021 年 11 月 22 日 (月) 「電動化時代を支え るバッテリーと資源循 環 ～バッテリーリサ イクルから見た課題 と展望～」 (オンライン(Zoom))</p>	
<p><u>第 60 回</u> 2019 年 5 月 15 日 (水) 「非鉄製錬スラグの 現状と課題および将 来展望」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 73 回</u> 2019 年 7 月 16 日 (火) 「素材とそのプロセシ ングにおける計算機 科学の活用」 (東北大・多元研)</p>	<p><u>第 16 回</u> 2019 年 11 月 19 日 (火) 「廃プラスチックの動 向から見た最近の資 源循環とリサイクル」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 16 回</u> 2020 年 1 月 20 日 (月) 「金属の分離・製錬・ リサイクリング技術と 産学連携」 (千葉工大・津田沼)</p>
<p><u>第 59 回</u> 2018 年 5 月 18 日 (金) 「電解製錬技術の 最前線」 (東大・生研)</p>	<p><u>第 72 回</u> 2018 年 7 月 11 日 (水) 「IoT を支える新素材 とそのプロセッシング」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 15 回</u> 2018 年 11 月 19 日 (月) 「資源探査と生産技 術に関する最新動 向」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 15 回</u> 2019 年 1 月 28 日 (月) 「素材プロセッシング の新展開における産 学官連携」 (千葉工大・津田沼)</p>
<p><u>第 58 回</u> 2017 年 6 月 5 日 (月) 「非鉄製錬関連分野 の 産学官連携における 最近の動き」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 71 回</u> 2017 年 10 月 3 日 (火) 「金属、酸化物ナノ粒 子の最近の展開」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 14 回</u> 2018 年 2 月 15 日 (木) 「バイオハイドロメタラ ジの最前線」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 14 回</u> 2018 年 5 月 17 日 (木) 「素材プロセッシング の高度化にむけた産 学連携」 (東大・生研)</p>
<p><u>第 57 回</u> 2016 年 5 月 13 日 (金) 「水銀条約の発効に むけて」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 70 回</u> 2016 年 7 月 11 日 (月) 「オーダーメイド・カス タムメイドに応える製 造技術」 (名大・ES 総合館)</p>	<p><u>第 13 回</u> 2016 年 12 月 9 日 (金) 「鉱物処理学をベー スにした環境技術研 究」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 13 回</u> 2017 年 6 月 5 日 (月) 「非鉄製錬関連分野 の 産学官連携における 最近の動き」 (千葉工大・津田沼)</p>
<p><u>第 56 回</u> 2015 年 5 月 14 日 (木) 「鉛・亜鉛の製錬技術 と 最前線」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 69 回</u> 2015 年 7 月 24 日 (金) 「金属・半導体の高純 度化技術と素子応用」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 12 回</u> 2015 年 12 月 16 日 (水) 「クリティカルメタル資 源循環の最適化に向 けて」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 12 回</u> 2016 年 5 月 12 日 (木) 「産業の基幹技術と しての非鉄製錬プロ セス」 (千葉工大・津田沼)</p>

<p><u>第 55 回</u> 2014 年 5 月 8 日 (木) 「銅精鉱低品位化による課題とその解決に向けて」 (東大・生研)</p>	<p><u>第 68 回</u> 2014 年 7 月 29 日 (火) 「電解めっきの先端科学から最新の応用－現状と将来展望」 (千葉工大・津田沼)</p>	<p><u>第 11 回</u> 2014 年 12 月 1 日 (月) 「排水中の有害陰イオン処理」 (東大・山上会館)</p>	<p><u>第 11 回</u> 2015 年 1 月 28 日 (水), 29 日(木) 「サステナブルソサエティーにむけての産学の連携」 (千葉工大・津田沼)</p>
<p><u>第 54 回</u> 2013 年 5 月 21 日 (火) 「銅製錬プロセスにおける耐火物の現状と課題」 (東大・山上会館)</p>	<p><u>第 67 回</u> 2013 年 7 月 9 日 (火) 「金属,あるいは非鉄化合物の粉末」 (東大・生研)</p>	<p><u>第 10 回</u> 2013 年 11 月 18 日 (月) 「放射性物質と向き合う－原発事故に伴う汚染状況と除染技術, 金属資源開発と NORM－」 (東大・山上会館)</p>	<p><u>第 10 回</u> 2014 年 1 月 29 日 (水) 「非鉄製錬分野における産学連携の展開と将来課題」 (東大・山上会館)</p>

議事 11. 新法人発足記念行事について

下記の議長提案にもとづき新法人発足記念行事実施の有無について議論した結果、初回の研究会の開催を優先することとし、記念行事は実施しないことと決定した。

(以下、議長提案)

- ・開催の有無

- 案 1 開催する
- 案 2 開催しない

以下、前項で「案 1 開催する」を採択の場合

- ・実施形態

- 案 1 独立した記念行事の実施
- 案 2 初回研究会に併せて実施
- 案 3 各分科会研究会において分散実施
- 案 4 その他

- ・実施内容

- 案 1 記念講演
- 案 2 旧 6 9 委員会功労者等招待
- 案 3 名誉会員授与
- 案 4 パーティー
- 案 5 その他

- ・企画・準備・開催組織・体制

- ・スケジュール
- ・予算措置 計画立案後理事会承認を得ることとする

議事 12. 新事業の検討について

下記の議長提案にもとづき研究・教育活動の助成、及び成果・功績の顕彰を中心とする新事業の具体化について議論した結果、どれくらいの資金を充てられるかが重要であることから、まずは定例の研究会を再開し、しばらく様子をみながら検討する、継続審議とすることを決定した。

(以下、議長提案)

定款（目的）

第3条 本会は、非鉄金属を中心とする素材の製造及び供給に関する学術の課題を産学で共有し、産学協力による課題解決及び成果活用の振興を目的とする。その目的に資すため、次の事業を行う。

- (1) 調査・研究
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究・教育活動の助成
- (4) 成果・功績の顕彰
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

旧69委員会では実施できなかった(3) 研究・教育活動の助成、(4) 成果・功績の顕彰を中心とする新事業の具体化に取り組む。

福山博之新事業担当理事および邑瀬邦明事業担当業務執行理事副会長を中心に、検討委員会（臨時委員会）を組織する。検討委員会の進捗を年度内に3回予定されている運営委員会で報告し、2025年度の事業計画、収支予算に反映させることを目標とする。

議事 13. 新入会会員の募集、申請・承認手続きについて

新入会会員の募集、申請・承認手続きに関する下記提案についての審議に先立ち、運営規則に定める法人会員、個人会員の定義を確認した。運営規則第3条第2号にある「一般企業等に現職として所属または過去に所属し」は、本会の非公開性、守秘義務の遵守および法人会員所属者に対する旅費負担の公平性を損なう懸念があることから、例えば「旧69委員会または本会の法人会員企業に過去に所属し」等に制限する必要性が指摘され、次回理事会にて改定することとなった。同様の理由で、入会申請書の「紹介者または推薦者」については（任意）ではなく（必須）に変更することを確認した。上記運営規則の改定を

待って、改めて募集、申請・承認手続きについて審議することとした。

(以下、議長提案)

新入会会員の募集について

これまでに、小俣先生（東北大）、武部先生（愛媛大）、宇田先生（京都大）より新入会会員の推薦についてお問い合わせをいただいている他、かつて 69 委員会を定年退会された委員より入会の問合せを頂戴しています。これらの皆さんに下記の入会申請手続きをお知らせするとともに、全会員に対して新入会会員の勧誘・推薦をお願いしたい。

なお、運営規則に掲げる会員の定義は以下（抜粋）であり、特に個人会員について旧 69 委員会 で設けていた定年制度を廃止したことに伴い現職に拘わらず従事経験のある個人としていること、および従来の「学」に該当しない一般企業の従事者または従事経験者も対象としていることにご留意ください。

(法人会員)

第 1 条 本会の趣旨、目的に賛同し入会を希望する法人

(個人会員)

第 3 条 本会の趣旨、目的に賛同し入会を希望する、各号に該当する個人

(1) 大学院、大学、高等専門学校、公的研究機関等に現職として所属または過去に所属し、関連分野の研究、開発、教育に従事するまたは従事経験のある個人

(2) 前号に該当しない一般企業等(要修正)に現職として所属または過去に所属し、関連分野の業務に従事するまたは従事経験のある個人、但し運営規則第 7 条に定める産業界委員に選任されている個人を除く

新入会会員の申請・承認手続き案

1. 下記の申請フォーム（Word）をウェブサイト上に掲載する。
2. 入会希望者はダウンロードして必要事項記入したファイルをウェブサイト上のドロップボックスに投稿する。
3. 事務局は受領した申請フォームを理事会メンバーに回送し、賛否を集計する。理事会メンバーの過半数の賛成により承認とする。
4. 申請者に結果を通知する。承認の場合、承認通知とともに会費請求書を送付する。

一般社団法人プロセスメタラジー研究会
個人会員 入会申請書

入会申請書受理後、理事会または運営委員会において審査を行い、入会承認後にご連絡を差し上げます。併せて会費請求書をお送りしますので、速やかに会費をお納めください。

各種連絡は原則としてご登録頂いたメールアドレス宛に電子メールにてお送りいたします。また、ウェブサイトの会員限定ページへのアクセス ID にはご登録頂いたメールアドレスを、初期パスワードにはご登録頂いた生年月日 YYYYMMDD の 8 桁の数字を設定いたします。

提供された個人情報は、一般社団法人プロセスメタラジー研究会が責任をもって管理し、本会の運営並びに会員相互の連絡に必要な場合にのみ、必要な会員に限り開示することがあります。ご本人の個人情報に関する開示・訂正・削除の請求は、一般社団法人プロセスメタラジー研究会事務局 secretariat@cpmj.org までご連絡下さい。

申請年月日（西暦/月/日）	YYYY/MM/DD
氏名	
氏名ふりがな	
e-mail	
生年月日（西暦/月/日）	YYYY/MM/DD
所属・役職	
所属先所在地	〒
所属先 Tel	
自宅住所	〒
自宅 Tel	
専門分野・領域	
紹介者または推薦者（任意必須）	

一般社団法人プロセスメタラジー研究会
法人会員 入会申請書

入会申請書受理後、理事会または運営委員会において審査を行い、入会承認後にご連絡を差し上げます。併せて会費請求書をお送りしますので、速やかに会費をお納めください。

申請年月日（西暦/月/日）	YYYY/MM/DD
法人（団体）名称	
法人（団体）所在地	〒
年会費口数（200,000 円/口）	口
当研究会に係る事業内容	
紹介者または推薦者（任意 必須 ）	

研究会、交流会等事業への参加及び研究会資料等ウェブサイト上の会員限定資料にアクセスする権利を有するとともに、本会の運営及び事業の企画、立案、実施に携わる理事及び分科会または臨時委員会の幹事の選出母体を構成する委員を、少なくとも 1 名、最大年会費の口数に等しい人数（代表委員を含む）まで指名してください。

代表委員は会員である法人または団体を代表して、社員総会開催通知、会費請求書等、研究会の運営上重要なお知らせを受け取っていただきます。

なお、各種連絡は原則としてご登録頂いたメールアドレス宛に電子メールにてお送りいたします。また、ウェブサイトの会員限定ページへのアクセス ID にはご登録頂いたメールアドレスを、初期パスワードにはご登録頂いた生年月日 YYYYMMDD の 8 桁の数字を設定いたします。

提供された個人情報、一般社団法人プロセスメタラジー研究会が責任をもって管理し、本会の運営並びに会員相互の連絡に必要な場合にのみ、必要な会員に限り開示することがあります。ご本人の個人情報に関する開示・訂正・削除の請求は、一般社団法人プロセスメタラジー研究会事務局 secretariat@cpmj.org までご連絡下さい。

代表委員	氏名	
	氏名ふりがな	
	e-mail	
	生年月日（西暦/月/日）	YYYY/MM/DD
	所属・役職	
	所属先所在地（法人（団体） 所在地と異なる場合）	〒
	Tel	

委員	氏名	
	氏名ふりがな	
	e-mail	
	生年月日（西暦/月/日）	YYYY/MM/DD
	所属・役職	
	所属先所在地（法人(団体) 所在地と異なる場合）	〒
	Tel	
委員	氏名	
	氏名ふりがな	
	e-mail	
	生年月日（西暦/月/日）	YYYY/MM/DD
	所属・役職	
	所属先所在地（法人(団体) 所在地と異なる場合）	〒
	Tel	
委員	氏名	
	氏名ふりがな	
	e-mail	
	生年月日（西暦/月/日）	YYYY/MM/DD
	所属・役職	
	所属先所在地（法人(団体) 所在地と異なる場合）	〒
	Tel	
委員	氏名	
	氏名ふりがな	
	e-mail	
	生年月日（西暦/月/日）	YYYY/MM/DD
	所属・役職	
	所属先所在地（法人(団体) 所在地と異なる場合）	〒
	Tel	

以上をもって、全ての予定議事を終了し、本運営委員会は閉会した。

運営規則の定めるところにより、議長である代表理事山口勉功は以上の決議を明確にするため、この議事録に記名押印する

2024（令和6）年8月27日

代表理事 山口勉功 印